令和8年度　長崎県予防接種広域化事業に係る**新型コロナウイルス**自己負担免除規定等一覧

2026/9/28

市町名	自己負担免除規定		留意事項 【全定期接種対象者について】
	生活保護世帯の証明方法	生活保護世帯以外の該当者（証明方法）	
長崎市	長崎市福祉事務所公費負担診療依頼証を確認し、予診票にケース番号を記載	中国残留邦人等支援給付受給者 ・受給者であることを確認できる証明の写し添付	【60歳～65歳未満の方について】 ・心臓、腎臓又は呼吸器の機能に障害があり身の回りの生活を極度に制限される方 ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり日常生活がほとんど不可能な方 （詳細については、感染症対策室へご連絡ください。） 【非課税世帯について】 市民税非課税世帯に属する者については、自己負担額が減額される。 証明方法については次の①～③のいずれかの添付が必要 ①当年度の世帯主の市民税非課税証明書（写し可） ②接種者本人又は同一世帯員の介護保険負担限度額認定証（写し） ③接種者本人又は同一世帯員の限度区分が（区分Ⅰ）、（区分Ⅱ）の後期高齢者医療資格確認書（写し）
佐世保市	受給証明書または医療券、介護券等、生活保護受給者であることが確認できるものを添付 （写し可） ※証明書は接種日時点の受給資格が確認できるもの （接種日の属する月に発行されたものは可）	中国残留邦人等支援給付受給者 ・受給者であることを確認できる証明の写し添付 ※証明書は接種日時点の受給資格が確認できるもの （接種日の属する月に発行されたものは可）	【60歳～65歳未満の方について】 心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより、免疫機能に障害を有していること、及び身体障害者手帳（１級）の確認、また予診票への身体障害者手帳（１級）の写しの添付
島原市	生活保護受給証明書の添付が必要	免除なし	【60歳～65歳未満の方について】 ・「心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者」 ・「ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者」 ※身体障害者手帳（1級）の写しを予診票に添付
諫早市	保護金品支給証明書を実施機関へ提示し、予診票にケース番号の記載	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者であることの証明書を実施機関へ提示	【60歳～65歳未満の方について】 心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害を有していることがわかる身体障害者手帳（１級）の確認
大村市	生活保護受給証明書（原本）を添付	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」における支援給付対象者 （上記支援給付が支給決定されている者であることを証明する本人確認証の写しを添付）	【60歳～65歳未満の方について】 心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害を有していることがわかる身体障害者手帳（１級）の写しを添付
平戸市	生活保護受給証明書の添付（写し可） もしくは、ケース番号の記載	免除なし	【60歳～65歳未満の方について】 身体障害者手帳（１級）の確認
松浦市	生活保護受給者証を確認し、ケース番号を記載	免除なし	【60歳～65歳未満の方について】 身体障害者手帳（１級）の確認及び 予診票への身体障害者手帳（１級）の 写しの添付
対馬市	生活保護受給者証明書の添付（写し可）	免除なし	【60～65歳未満の方について】 心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害を有していることがわかる身体障害者手帳（１級）の写しの予診票への添付
壱岐市	ケース番号の記載が必要	免除なし	【60歳～65歳未満の方について】 身体障害者手帳（１級）の程度を確認
五島市	予診票に生活保護受給者証明の添付（写し可）	免除なし	【60歳～65歳未満の方について】 ・心臓、腎臓又は呼吸器の機能に障害があり身の回りの生活を極度に制限される方 ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり日常生活がほとんど不可能な方
西海市	証明書の添付が必要	免除なし	【60歳～65歳未満の方について】 心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方
雲仙市	生活保護受給者であることが証明できる書類を添付（原本）（生活保護受給者確認書等）	中国残留邦人等支援給付受給者 ・受給者であることを確認できる証明の写し添付 ※証明書は接種日時点の受給資格が確認できるもの	【60歳～65歳未満の方について】 身体障害者手帳（１級）の程度を確認、予診票へ記載
南島原市	予診票に生活保護受給世帯者確認書（原本）を添付	免除なし	【60歳～65歳未満の方について】 身体障害者手帳（１級）の程度を確認後、予診票へ記載
長与町	生活保護受給証明書を予診票に添付する	免除なし	【60歳～65歳未満の方について】 身体障害者手帳（１級）を確認の上、 その旨記載
時津町	生活保護受給証明書を添付	免除なし	【60歳～65歳未満の方について】 身体障碍者手帳（１級）の確認及び 予診票への身体障碍者手帳（１級）の 写しの添付
東彼杵町	生活保護受給証明書または医療券の写しを添付	免除なし	【60歳～65歳未満の方について】 心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害を有していることがわかる身体障害者手帳（１級）の写しの予診票への添付
川棚町	生活保護受給証明書の写しまたは 予防接種料金助成通知書を予診票に添付	免除なし	【60歳～65歳未満の方について】 心臓・腎臓・呼吸器等の重度の障害を 有し、生活に支障をきたす方 身体障害者手帳（１級相当の方）の確認 及び予診票に写しを添付
波佐見町	接種料金免除決定通知書の添付又はケース番号の 記載	免除なし	【60歳～65歳未満の方について】 心臓・腎臓・呼吸器等の重度の障害を 有し、生活に支障をきたす方 （身体障害者手帳で１級相当の方）の 手帳の確認及び予診票への写しの添付
小値賀町	生活保護受給証明書を添付	免除なし	【60歳～65歳未満の方について】 身体障害者手帳（１級）の程度を確認
佐々町	生活保護受給者であることが証明できる書類を添付	免除なし	【60歳～65歳未満の方について】 心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方 ※予診票への身体障害者手帳（１級）の 写しの添付
新上五島町	生活保護受給証明書を添付	免除なし	【60歳～65歳未満の方について】 心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方